

# 学校法人 四條畷学園 行動規範

---

学校法人四條畷学園(以下「学園」という)の構成員は、コンプライアンスの徹底を図るため、ここに行動規範を制定します。この規範は、学園が建学の精神である「報恩感謝」のもと、教育理念・教育方針に基づき、社会的責任を積極的に果たしていくために、役員、評議員及び教職員一人ひとりが遵守すべき基本的な行動の指針をまとめたものです。

## 第1章 教育・研究活動について

### 1. 教育・指導に対する姿勢

私たちは、学生、生徒、児童、及び園児に対して授業の目標・内容を明確に開示するとともに、教授法(教育法)の開発、学習支援に研鑽を積み、情熱と責任をもって教育・指導に取り組みます。学生・生徒・児童及び園児のため学習環境の整備に努め、万一事故等が発生したときは速やかに最適な対策を講じます。

### 2. 人権・人格の尊重

私たちは、学生、生徒、児童、園児、保護者、及び教職員相互間の人権・人格を尊重します。セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント、いじめ等の防止に努めます。

### 3. 公正な入学者選考

私たちは、適正な入学者の選考を行うため、受験生や保護者をはじめ、受験生を送り出して頂く幼稚園、小学校、中学校、高等学校、予備校、進学塾等に対し、正確な情報を積極的に提供します。障がいを持つ人にも、可能な限り受験の機会を提供します。

### 4. 研究成果の活用と適正な管理

私たちは、研究の成果を教育に反映し、また広く社会に還元します。関係法令・指針等を遵守し、研究費の適切な使用に努めるほか、研究者倫理に則り適正に研究を遂行します。

## 第2章 社会の一員として

### 1. 社会との交流

私たちは、学園が社会の一員であることを自覚し、社会活動への参加・協力を積極的に行い、地域に根ざした交流を深めることにより、社会の発展に貢献します。社会の求めに応じて専門的知識を提供するとともに、大規模自然災害発生時には、関係機関と協調して支援活動に努めます。

## 2. 環境の保全

私たちは、持続可能な社会を実現するために、人の営みが地球環境に与える影響を重視し、環境の保全と向上をめざします。

## 3. 情報の開示と説明責任

私たちは、学生、生徒、児童、園児、保護者、卒業生、受験生、教職員等のもとより、広く社会に対して学園の教育理念、事業計画、財政状況などについて適切に情報を開示します。また、教育に関する多様な意見、要望は真摯に受け止め、説明責任に基づく誠意ある対応に努めます。

## 第3章 学園の構成員として

### 1. 法令遵守と職業倫理

私たちは、学園の方針、諸規則等ならびに職制に定める所属長や上司の指示命令を誠実に守り、職場の秩序の保持に努めます。また、教育事業に従事する者として、職業倫理と法令を遵守し、社会から信頼される存在となるよう努めます。

### 2. 情報の保護・管理

私たちは、学生、生徒、児童、園児、保護者、卒業生、受験生、教職員等の個人情報、成績評価その他の個人データなど業務上知り得た情報は、細心の注意を持って適切に管理し、守秘すべき情報は、漏洩の防止に努めます。

### 3. 健全で明るい職場づくり

私たちは、お互いの人権・人格を尊重し、一人ひとりの個性と創造性が最大限に発揮できるよう、各人の能力が十分に発揮できる職場づくりをめざします。併せて、安全衛生関係諸法令を遵守し、安全で健康的な職場環境の整備に努めます。

### 4. 適正かつ公正な業務遂行

私たちは、学園の業務に関し、他から金銭その他の利益や供応などは一切受けません。取引先の選定は適正かつ公正にこれを行い、学園の財産を適正に管理します。また、公的補助金等は原資が国民の税金であることを認識し、有効かつ適切に使用します。